金融商品取引業に係る事業の一部の譲渡の公告

当社は、令和八年五月一日を効力発生日として、株式会社証券ジャパン（住所　東京都中央区日本橋茅場町一丁目二番一八号）に対して当社の第一種金融商品取引業に係る事業の一部である顧客取引に関わる事業を譲渡することにいたしました。

顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業等に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、当社の顧客との間の取引並びに当社が金融商品取引業等に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産は、株式会社証券ジャパンに全て承継されるため、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

令和八年三月十六日

東京都中央区日本橋茅場町三丁目二番二号

三晃証券株式会社

代表取締役　田畑愼一郎

新設分割公告及び資本金の額の減少公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ネクスト（住所茨城県ひたちなか市柳が丘一五番地四）に対して当社の有価証券及び不動産等の投資業務並びにそれらの保有、賃貸、管理及び運用事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

また当社は、資本金の額を百万円減少し、二百万円とすることにいたしました。

この会社分割及び資本金の額の減少に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十二日

掲載頁　一二二頁（号外第三十号）

令和八年三月十六日

茨城県水戸市青柳町四一二番地一

株式会社三協通信

代表取締役　猪狩　俊博

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二〇七頁（号外第八十一号）

令和八年三月十六日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

日光Ⅳホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金二十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二〇八頁（号外第八十一号）

令和八年三月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二〇九頁（号外第八十一号）

令和八年三月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

特定目的会社ＪＲＩＣ１

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0047/index.html

令和八年三月十六日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｓｃａｌａ特定目的会社

取締役　鄭　武壽

訂正公告

令和八年二月二日（号外第二十二号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、「⑥令和５年９月22日」とあるは「⑥令和５年９月28日」の誤り、「⑧令和５年12月31日」とあるは「⑧令和８年１月５日」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年三月十六日

埼玉県蕨市塚越一―二―一四花見第三ビル五階

ＳＵＮＳＨＩＮＥ　ＧＬＯＢＡＬ株式会社

代表取締役　ファム・ディン・ツオン

訂正公告

令和八年三月十日掲載の被相続人　亡　小口泰文に係る限定承認公告中、被相続人の本籍「東京都大田区田園調布四丁目三一番」とあるは「茨城県水戸市常磐町二丁目五七七二番地二」、最後の住所「茨城県水戸市常磐町二丁目五七七二番地一」とあるは「京都府京都市左京区聖護院蓮華蔵町四六番地コープ鴨川Ｂ棟一〇九号」の誤りにつき訂正します。

令和八年三月十六日

東京都港区南青山六―一二―一二―三〇三

相続財産清算人　小口　泰明

連絡先　東京都中央区銀座四丁目一〇番一〇号ＧＭビル一一階春日法律事務所　右代理人弁護士　春日　秀文

同　弁護士　姫井　葉子

正誤

ページ	段	行	誤	正
五	上	表中所在の場所欄中	千代田区霞が関台東区池之端一三丁目二番二号	丁目一一番一～二

（原稿誤り）

令和七年十一月十四日（号外第二百五十一号）海上保安庁告示第二十九号（海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。

令和七年十二月三日（号外第二百六十五号）海上保安庁告示第三十号（海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。

ページ	段	行	誤	正
四		終りから一	令和七年十二月三日	令和八年二月四日